

社会福祉法人陽光会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人陽光会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(報酬等)

第2条 当法人の役員等に、報酬は支給しないものとする。ただし、その職務を行うために要する費用については、費用弁償として支給することができる。

(費用弁償を支給する範囲)

第3条 費用弁償を支給する範囲は、次のとおりとする。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 運営協議会委員
- (5) 評議員選任・解任委員会委員
- (6) 理事長が費用弁償の支給を必要と認めたもの。

(費用弁償)

第4条 役員等が公務のため旅行したときは、費用弁償として交通費のほか別表に定める日当及び宿泊料を支給する。ただし、研修等を受けるための旅行において、主催者から指定された旅館等に宿泊する場合で、別表宿泊料定額により難しい場合は、実費を支給することができる。

2 第3条に規定するものが会議等に出席又は、その他公務に従事した場合には、1日8,500円の費用弁償を支給する。ただし、同日に開催される複数の会議等に出席する場合には、重複して費用弁償は支給しないものとする。

3 第3条に規定するものが当法人職員の場合は、本規程に基づく費用弁償は支給しないものとする。

(改廃)

第5条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規程は、平成29年6月9日から施行する。
2. 社会福祉法人陽光会役員等の費用弁償に関する規則は、廃止する。

別 表（第4条関係）

日当及び宿泊料

日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)
3, 0 0 0 円	1 4, 8 0 0 円

備考

東京都の特別区の地域における車賃は、滞在1日につき
2, 1 0 0 円とする。